

山鹿市条例第10号

山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

山鹿市営住宅条例（平成17年山鹿市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第49条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第73条の見出し中「敷地」を「市営住宅等」に改め、同条中「市長は」の次に「、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき」を加え、「及び共同施設」を「、共同施設、市営改良住宅若しくは地区施設又はそれら」に改め、「土地」の次に「（以下この条において「市営住宅等」という。）」を、「規則」の次に「その他の規程」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により許可された市営住宅等の使用（地域における住宅に対する多様な需要及び実情に対応し、市営住宅等の弾力的な活用が必要であると市長が認めるものに限る。）に係る使用料については、第15条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃その他この条例の関係規定に定める使用料等に相当する額を標準として、市長が別に定めるところによる。この場合において、市長は、必要に応じて、当該使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 第1項の規定により許可された市営住宅等の使用（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る使用料については、山鹿市行政財産使用料等条例（平成17年山鹿市条例第61号）に定めるところによる。この場合において、市長は、必要に応じて、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。